

重要事項説明書<下田市立下田保育所>

1. 事業者

事業者の名称	下田市（学校教育課）
代表者氏名	下田市長 松木 正一郎
所在地	下田市東本郷1丁目5-18
電話番号	0558-22-2212
定款等に定めた事業	保育所、一時預かり事業

2. 事業の目的、理念等

事業の目的	利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを創意工夫のもと総合的に提供し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成される支援を目的とする。
運営方針	1 入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 2 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 3 園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との緊密な連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。
教育・保育目標	子ども像「心豊かに 共に育ち合う 下田っ子」 1 自分の思いを生き生きと表現する子（知） 2 人との関わりを楽しみ思いやりのある子（徳） 3 明るく健康でたくましい子（体）

3. 保育所の概要

名称	下田市立下田保育所
所在地	下田市四丁目5番26号
認可年月日	昭和26年3月31日
電話番号	0558-22-0672
施設長氏名	園長 藤井 さとみ
入所定員	150人
職員数	23人（保育士19人、調理員4人）
職員自己評価	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施し、サービス内容の向上に努めます。
職員研修	内部研修・外部研修 年1回以上

4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7時30分から18時30分まで
休園日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）
その他	行事後の午後の保育を行わない日や希望保育となる日があります。

5. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

6. 提供する保育の内容

登園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）及び下田市就学前教育課程を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を図ります。

(1) 養護と保育の一体的な提供

保育士等は子ども1人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

(2) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所を目指し、地域の子育て力の向上に貢献します。

7. 施設の概要

敷地	2,747.95 m ² （下田市所有）
建物（延床面積）	鉄筋コンクリート造 2階建 1,066.21 m ²
施設の内容	乳児・ほふく室 1室、保育室 5室、遊戯室 1室、調理室 1室
設備の内容	保育室 冷暖房完備
その他	屋外遊戯場 1,266.71 m ²

8、職員体制

	職員数	正規職員	会計年度職員	備 考
施 設 長	1人	1人	0人	
副 園 長	1人	1人	0人	
主 任 保 育 士	2人	2人	0人	
保 育 士	15人	6人	9人	
調 理 員	4人	1人	3人	

※施設長、主任保育士、保育士は、全員保育士資格を有しています

9、給食について

食 事 の 提 供		おやつ	昼 食	おやつ	備 考
	0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
	1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
	2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
	3歳児		11時30分頃	15時頃	午後間食は2.3号のみ
	4歳児		11時30分頃	15時頃	〃
	5歳児		11時30分頃	15時頃	〃
	※献立表は、毎月保護者の皆様にお届けします。				
アレルギー対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがある場合、事前に相談を行い、医師に指示のもと、除去などの対応をとります。				
衛生管理等	調理員を含む全職員は、毎月検便を行っています、				

10、健康診断

健 康 診 断	内科検診、毎年2回、歯科検診は、毎年1回、嘱託医が健診をします。
歯 科 検 診	結果については、児童票及び連絡票に記載します。
眼 科 検 診	結果については、児童票及び連絡票に記載します。
身 体 測 定	毎月1回身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及び連絡票に記載します。

11、料金

保 育 料	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。 市から発行される納付書により、期限までに市指定金融機関の窓口で納付していただきます。
-------	---

その他利用者負担	<p>上記掲げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。 お支払方法については、別途お知らせします。</p> <p>① 行事費（参加園児） 実費 遠足等の際の入園料</p> <p>② 学級費 月額 400 円（0～2 歳児）・月額 500 円（3～5 歳児） 園児個人に帰属する物品・写真購入の費用等</p> <p>③ 給食費 月額 4,500 円 ※3,500 円（下田市民金額）</p> <p>④ 日本スポーツ振興センター共済掛金 年額 210 円</p>
----------	--

1 2. 保育計画

年齢ごとに、年間計画、月間計画、週日計画を作成します。

0、1、2 歳児については、個別計画を併せて作成します。

1 3. 保護者との連絡

毎月 1 回、園便りを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

毎月 2 回、クラス便りを発行し、活動の様子やクラスごとの連絡事項をお知らせします。

携帯電話による一斉メールシステムを運用し、緊急時、行事実施時等の連絡をします。

*園だより、給食だよりなど一斉メールでもお知らせします。

1 4. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 2 号認定子どもが、小学校に就学したとき
- (2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもが、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 5. 登園のご利用に際し留意していただきたいこと

健康チェック	登園前に必ず健康状態や体温の確認を行ってください。
発熱のある場合	熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。また、園で発熱した場合は、連絡をしてお迎えをお願いします。
感染症	はしか、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、医師の診断により登園停止期間を経過してから登園してください。また、流行の状況によってはクラス閉鎖する場合があります。
投薬について	医療行為にあたるため原則として行いません。ただし、投薬指示書により医師の指示がある場合はお受けできる場合があります。

16. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医師名	田中 健	医療機関名	下田メディカルセンター
所在地	下田市6丁目4-10	電話番号	0558-25-2525

(2) 歯科

医師名	兼松 淳子	医療機関名	兼松歯科医院
所在地	下田市東本郷1-9-21	電話番号	0558-22-7223

(3) 眼科

医師名	宇野 明彦	医療機関名	小澤眼科
所在地	下田市東本郷1-15-21	電話番号	0558-22-5700

(4) 薬剤師

薬剤師名	水越 康有	医療機関名	今井浜薬局
所在地	河津町見高164-11	電話番号	0558-34-2500

17. 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	賠償精勤保険（身体、財物）、補償保険
保険金額	身体賠償1億円、財物賠償2,000万円、死亡補償500万円 他

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画を下田消防署へ提出しています。 ◇防火管理者：副園長 大戸 晶子
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常警報装置 その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	原則、園内待機とします。

19. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 大戸 晶子 ・ご利用時間 8：30～ 17：00 ・電話番号 0558 - 22 - 0672 F A X 0558 - 22 - 0672 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員 (主任児童委員)	稲葉いそ江	加嶋五十鈴	高橋佐枝子
-------------------	-------	-------	-------

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：下田保育所

説明者職名：園長

氏名 藤井 さとみ